

NPO法人びおと一ぷ定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人びおと一ぷという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県倉敷市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、倉敷市内を中心に放課後児童健全育成事業団体（以下「放課後児童クラブ」という。）に対して、地方公共団体をはじめ各種団体との相互の連携・協同関係の創出を図りながら、健全な放課後児童クラブの運営及びその職員等関係者の資質の向上と安定的な雇用の確保並びにこれらの支援を行うことで、児童及びその家族の豊かで健やかな放課後活動、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 経済活動の活性化を図る活動
- (10) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 放課後児童クラブの運営及びコンサルタント事業
- (2) 放課後児童クラブと専門機関（教育機関・医療機関など）との連携事業

- (3)放課後児童クラブの運営委託事業
- (4)放課後児童クラブの職員資質向上事業
- (5)その他法人の目的を達成するための事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 本法人の会員は、入会金及び会費を要しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入された抛出金品等は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。
- 4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の日5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理 事 会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 寄附金品

- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残余する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑 則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	浪尾良平
副理事長	石井誠
理事	蓮岡靖之

同	福田強
同	福田博史
監事	澤寿美
同	濱野昌代

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

(縦覧用)

役 員 名 簿

NPO法人びおと一ふ

No.	役職名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
1	理事長	なみ おりょうへい 浪尾 良 平	非公表	無
2	副理事長	いしいまこと 石井 誠		無
3	理 事	はすおかやすし 蓮岡靖之		無
4	同	ふくだつよし 福田 強		無
5	同	ふく だひろみ 福田博史		無
6	監 事	さわ す み 澤 寿美		無
7	同	はま の まさよ 濱野昌代		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

近年、共働き家庭の増加や核家族化が進む中で、子どもたちが放課後を安心・安全に過ごせる場の確保は、地域社会にとって喫緊の課題となっています。放課後児童クラブは、そうした課題に対応し、子どもたちの健やかな成長を支える重要な役割を担ってきました。

一方で、現場では人材の確保や職員の処遇改善、運営の安定性など多くの課題を抱えており、改善のための支援体制が求められています。

特に、運営資源の多くを保護者の自助努力に頼らざるを得ない現在の仕組みでは、継続的かつ安定的な運営には限界があることも事実です。保育の質を維持・向上させながら、持続可能な形でこの活動を次世代につなげていくためには、より高い社会的信頼性と制度的な基盤を有する法人格の取得が必要不可欠であるとの結論に至りました。

そこで私たちは、倉敷市内を中心とした放課後児童クラブに対して、地方公共団体や各種団体と連携し、健全な運営体制の確立と職員の資質向上、雇用の安定確保を支援する法人を設立することといたしました。現場で働く職員に対する研修や情報提供、クラブ間の連携促進などを通じて、地域全体で子どもを育てる土台づくりを目指します。

保護者が安心して働き、子どもたちが放課後を豊かに過ごせる環境の整備は、家庭の安定だけでなく、地域の持続的な発展にもつながります。私たちは、本法人の設立を通じて、放課後児童クラブを支える体制を強化し、すべての子どもたちが健やかに成長できる社会の実現を目指してまいります。

2 申請に至るまでの経過

平成13年 6月 任意団体のびっ子クラブを設立

令和 1年12月 放課後児童健全育成事業の展開

令和 7年 7月 NPO法人設立のための有志にて勉強会を開催

令和 7年 9月 NPO法人化に向けた設立総会を開催

令和 7年 9月19日

NPO法人びおと一ふ

設立（代表）者 住所又は居所 倉敷市児島赤崎1丁目2番35号

氏 名 浪尾良平

令和7年度事業計画書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

NPO法人びおとーぶ

1 事業実施の方針

健全な放課後児童クラブの運営及びその職員等関係者の資質の向上と安定的な雇用の確保並びにこれらの支援を行うことで、児童及びその家族の豊かで健やかな放課後活動、地域社会の発展に寄与する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	支 出 見 込 額 (千円)
放課後児童クラブの運営及びコンサルタント事業	放課後児童健全育成事業	通年	倉敷市	12人	71人	12,573千円
放課後児童クラブと専門機関との連携事業	学校、児童館、公民館、自治会・町内会、民生委員、主任児童委員との連携	通年	倉敷市	12人	11人	250千円
放課後児童クラブの運営委託事業	倉敷市からの運営委託	通年	倉敷市	12人	71人	0千円
放課後児童クラブの職員資質向上事業	特別支援児対応研修 放課後児童支援員向上研修	5月,9月,10月	倉敷市	12人	11人	20千円

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	支 出 見 込 額 (千円)

令和8年度事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

NPO法人びおと一ふ

1 事業実施の方針

健全な放課後児童クラブの運営及びその職員等関係者の資質の向上と安定的な雇用の確保並びにこれらの支援を行うことで、児童及びその家族の豊かで健やかな放課後活動、地域社会の発展に寄与する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	支 出 見 込 額 (千円)
放課後児童クラブの運営及びコンサルタント事業	放課後児童健全育成事業	通年	倉敷市	12 人	71 人	25,047 千円
放課後児童クラブと専門機関との連携事業	学校、児童館、公民館、自治会・町内会、民生委員、主任児童委員との連携	通年	倉敷市	12 人	11 人	500 千円
放課後児童クラブの運営委託事業	倉敷市からの運営委託	通年	倉敷市	12 人	71 人	0 千円
放課後児童クラブの職員資質向上事業	特別支援児対応研修 放課後児童支援員向上研修	5月,9月,10月	倉敷市	12 人	11 人	40 千円

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	支 出 見 込 額 (千円)

設立当初の事業年度 活動予算書
法人設立の日から令和8年3月31日まで

NPO法人びおとーぶ
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
2 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3 受取助成金等			
受取民間助成金			
4 事業収益			
倉敷市委託料	10,895,400		
保護者負担金 (月額)	3,409,000		
保護者負担金 (年会費)	474,500		
保護者負担金 (保険料)	71,000	14,849,900	
5 その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			14,849,900
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当	7,500,000		
法定福利費	2,000,000		
退職給付費用			
福利厚生費	50,000		
人件費計	9,550,000		
(2) その他経費			
会議費	200,000		
旅費交通費	20,000		
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
おやつ代	1,055,000		
消耗品費	350,000		
水光熱通信費	412,500		
保険料	105,000		
行事イベント費	250,000		
予備費	901,400		
その他経費計	3,293,900		
事業費計		12,843,900	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費	50,000		
人件費計	50,000		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
会計事務委託費	1,650,000		
消耗品費	100,000		
その他経費計	1,750,000		
管理費計		1,800,000	
経常費用計			14,643,900
当期経常増減額			206,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			206,000
設立時正味財産額			206,000
次期繰越正味財産額			206,000

令和8年度 活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

NPO法人びおとーぶ
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
4. 事業収益			
倉敷市委託料	21,790,800		
保護者負担金 (月額)	6,816,000		
保護者負担金 (年会費)	949,000		
保護者負担金 (保険料)	142,000	29,697,800	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			29,697,800
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当	15,000,000		
法定福利費	4,000,000		
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	19,000,000		
(2) その他経費			
会議費	400,000		
旅費交通費	40,000		
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
おやつ代	2,110,000		
消耗品費	700,000		
水光熱通信費	825,000		
保険料	210,000		
行事イベント費	500,000		
予備費	1,802,800		
その他経費計	6,587,800		
事業費計		25,587,800	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費	100,000		
人件費計	100,000		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
会計事務委託費	3,300,000		
消耗品費	200,000		
その他経費計	3,500,000		
管理費計		3,600,000	
経常費用計			29,187,800
当期経常増減額			510,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			510,000
前期繰越正味財産額			206,000
次期繰越正味財産額			716,000